

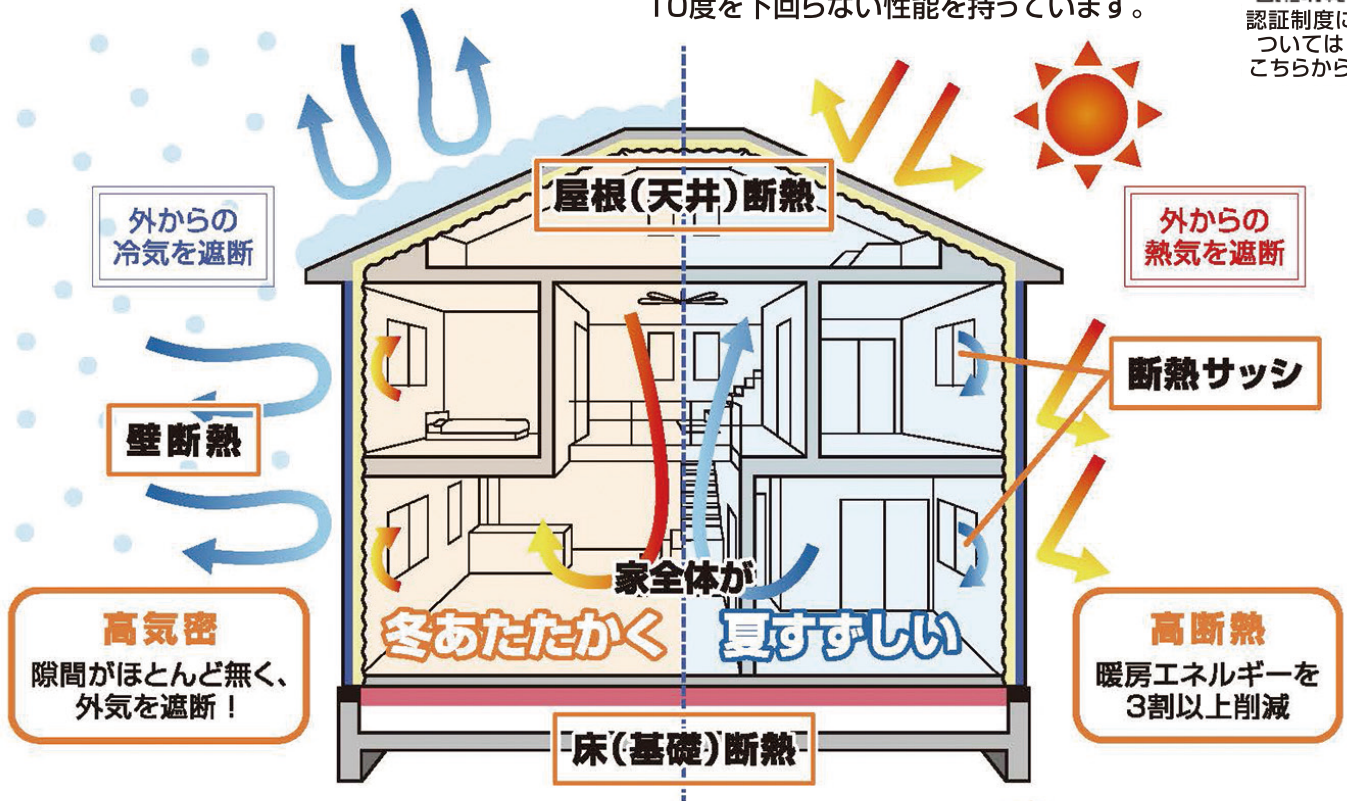
「やまぽっかの家」 (やまがた省エネ健康住宅)で 快適に暮らそう



やまがた省エネ健康住宅
やまぽっか

「やまぽっかの家」とは

県が認証した高気密・高断熱住宅で、最も寒い時期の就寝前に暖房を切っても翌朝の室温が10度を下回らない性能を持っています。



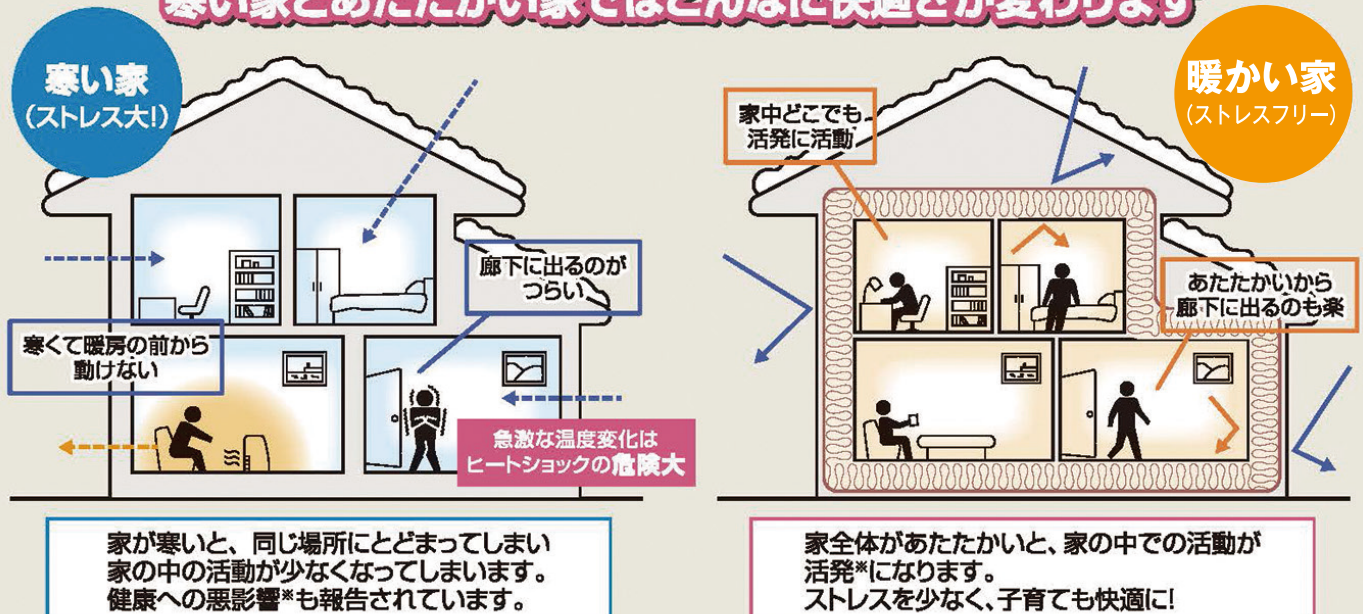
「やまぽっかの家」については、
YouTubeでも公開しているよ。

チャンネルは
こちらから⇒



山形県すまい情報センターのサイト
タテッカーナイメージキャラ
タテッカくん

寒い家とあたたかい家ではこんなに快適さが変わります



*出典：住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査（第7回報告会：令和5年2月14日開催）（一社）日本サステナブル建築協会

「やまぽっかの家」認証制度を知っていますか？

やまぽっか認証基準とは？

認証基準は、国による義務化基準(次世代省エネ基準、ZEH基準)よりも高い断熱性能(UA値)とその効果を高める気密性能(C値)が定められています。

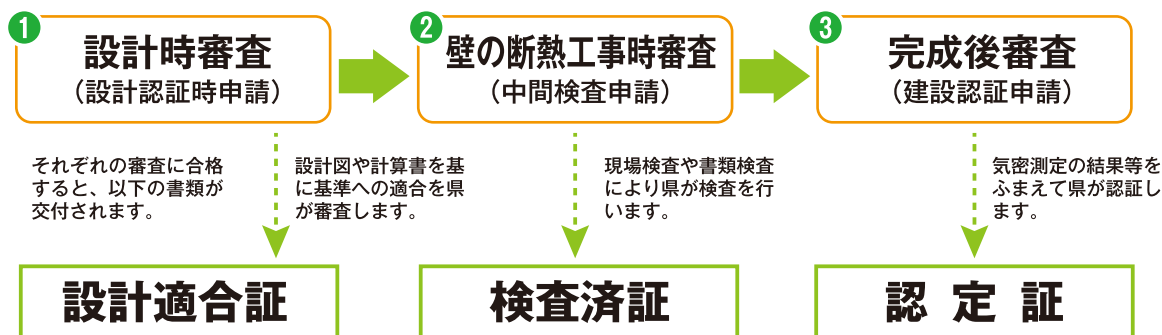
	断熱 のグレード (等級)	断熱性能			気密性能	暖房費の削減率 ※比較:国基準 [2025年義務化]
		外皮平均熱貫流率 UA 値 (W/ m ² ・K)			相当隙間面積 C 値 (cm ³ / m ²)	
		3 地域	4 地域	5 地域		
やまぽっか 認証基準	Y-G3(等級7) 高性能	0.23			1.0	約70%減
	Y-G2(等級6)	0.34				約50%減
	Y-G1	0.46				約35%減
(参考) 国基準	ZEH基準(等級5) 【2030年義務化】	0.50	0.60		規定なし	約20%減
	次世代省エネ基準(等級4) 【2025年義務化】	0.56	0.75	0.87	規定なし	基準

※対象は、山形県内の「新築住宅」及び「全体改修を行う既存住宅」で県内施工事業者によるものです。

※その他の基準 夏季の防暑計画 防露性能の確保 設計者の技術基準があります。詳しくはHPをご確認ください。

手続きの流れ

認証の審査は、設計時、断熱工事時、完成後の3段階で実施しています。



○申請方法: 電子申請サービスをご活用ください。(電子申請は、以下のホームページをご確認ください。)

○申請手続: ①壁の断熱工事着手40日前、②壁の断熱工事着手10日前(新築のみ)、③完成後それぞれの段階で手続きが必要です。

○申請手続: 7~10日 ○手数料: 無料

詳しくお知りになりたい方は
やまぽっかホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/support/kenkou/>

やまぽっか



登録事業者制度

やまぽっかの普及に積極的に取り組んでいる事業者を登録する、登録制度を開始しました。「設計者」「施工者」の一覧をHPに掲載していますので住宅健設を検討中の方で設計者・施工者をお探しの方は、ご参考にしてください。

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当 023-630-2154